

仙台市移住支援金申請の手引き

令和6年4月

仙台市経済局商業・人材支援課

目次

1	目的	1
2	申請フロー	1
2.1	新規就業の場合	1
2.2	起業の場合	2
2.3	テレワークの場合	2
3	交付要件	2
3.1	移住元に関する要件	6
3.2	移住先に関する要件	6
3.3	就業・起業等に関する要件	7
3.3.1.1	新規就業（対象求人）の場合	7
3.3.1.2	新規就業（専門人材）の場合	7
3.3.2	起業の場合	8
3.3.3	テレワークの場合	8
3.4	その他要件	8
3.5	世帯で移住する場合の要件	8
3.6	18歳未満の世帯員に係る加算金を適用する場合の要件	9
4	支援金の額	9
5	申請書類	10
6	申請方法	13
7	申請期限	13
8	交付の条件及び注意点	13
9	転出する場合の手続きについて	13
10	その他	14
11	Q&A	14

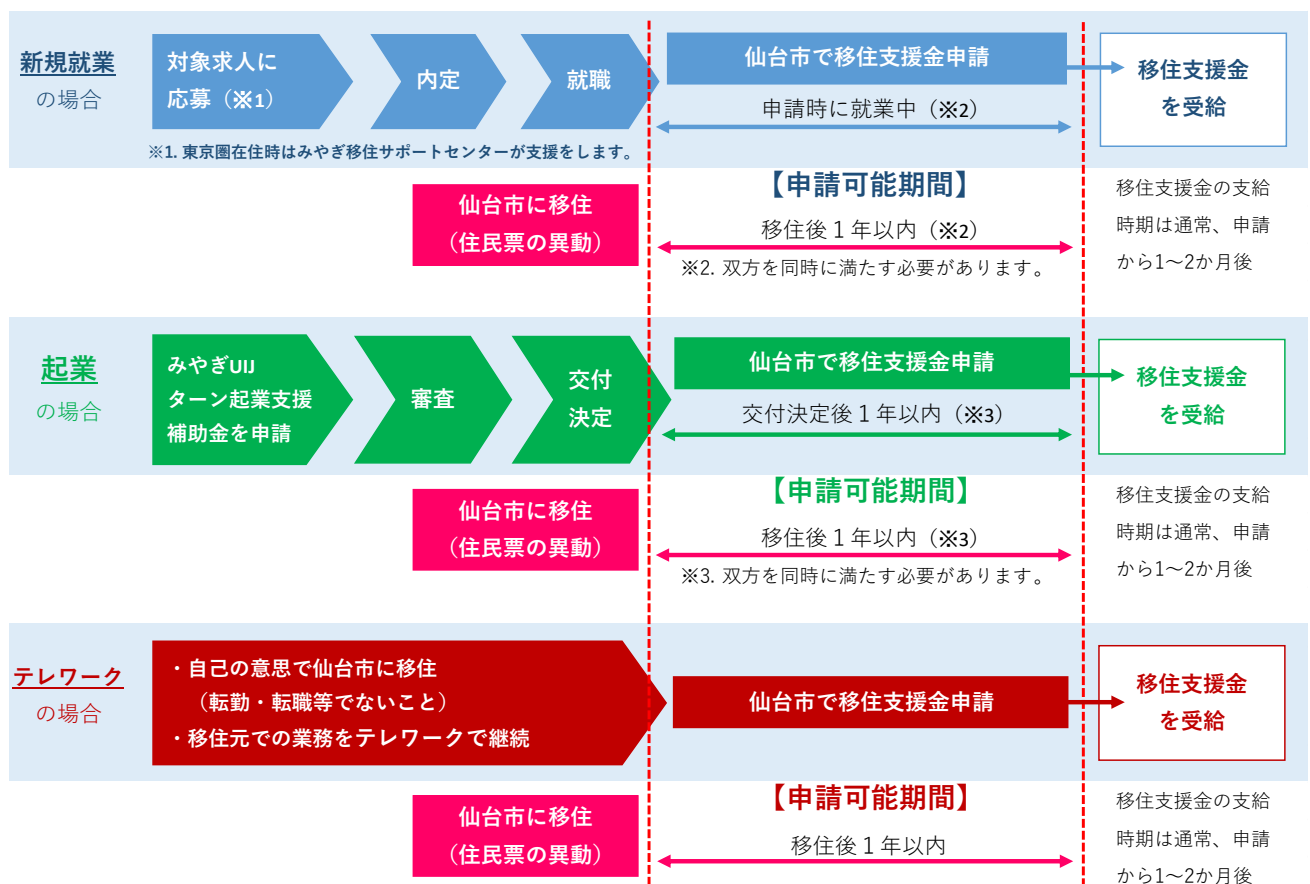
1 目的

東京圏への過度な人口集中の是正および地方における人手不足対策を目的として、東京圏からの移住者のうち、「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている移住支援金対象求人に新規就業した方や、「みやぎU I J ターン起業支援補助金」の交付決定を受けた方、テレワークにより移住元での業務を継続して行う方等を対象に、移住支援金を交付します。

この手引きは、「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱（令和元年8月7日経済局長決裁）」に定める内容を具体的に説明・補足するものです。

2 申請フロー

令和6年4月1日以降の移住者の場合、移住支援金の申請から交付までの流れは主に次のとおりです。要件の詳細は「3 交付要件」でご確認いただき、申請可能期間内に申請をしてください。



2.1 新規就業の場合

- (1) 「みやぎ移住・交流ガイド (<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/work>)」に掲載されている【移住支援金対象】の求人に応募し、新規就業する必要があります。
- (2) 仙台市に移住し、住民異動届の届出を行ってください。
- (3) 「対象法人に就労中」かつ「仙台市に移住後1年以内」の申請可能期間内に申請をしてください（令和6年3月31日以前に移住された方は、「対象法人に就業後3か月以上経過」かつ「仙台市に移住後3か月経過～移住後1年以内」の申請可能期間内に申請をしてください）。
- (4) 申請された書類を仙台市が審査し、対象者に移住支援金を交付します。

2.2 起業の場合

(1) 「みやぎ UIJ ターン起業支援補助金」に申請し、交付決定を受ける必要があります。

※「みやぎ UIJ ターン起業支援補助金」の詳細は、下記ホームページでご確認ください。

<https://uij.miyagi-sogyo.jp/>

(2) 仙台市に移住し、住民異動届の届出を行ってください。

(3) みやぎ UIJ ターン起業支援補助金の「交付決定後 1 年以内」かつ「仙台市に移住後 1 年以内」の申請可能期間内に申請をしてください（令和 6 年 3 月 31 日以前に移住された方は、みやぎ UIJ ターン起業支援補助金の「交付決定後 1 年以内」かつ「仙台市に移住後 3 か月経過～移住後 1 年以内」の申請可能期間内に申請をしてください）。

(4) 申請された書類を仙台市が審査し、対象者に移住支援金を交付します。

2.3 テレワークの場合

(1) 勤務先からの命令や転勤等ではなく、自己の意思で仙台市に移住し、住民異動届の届出を行ってください。

(2) 移住先を拠点として、移住元での業務をテレワークで継続している場合、「仙台市に移住後 1 年以内」の申請可能期間内に申請をしてください（令和 6 年 3 月 31 日以前に移住された方は、「仙台市に移住後 3 か月経過～移住後 1 年以内」の申請可能期間内に申請をしてください）。

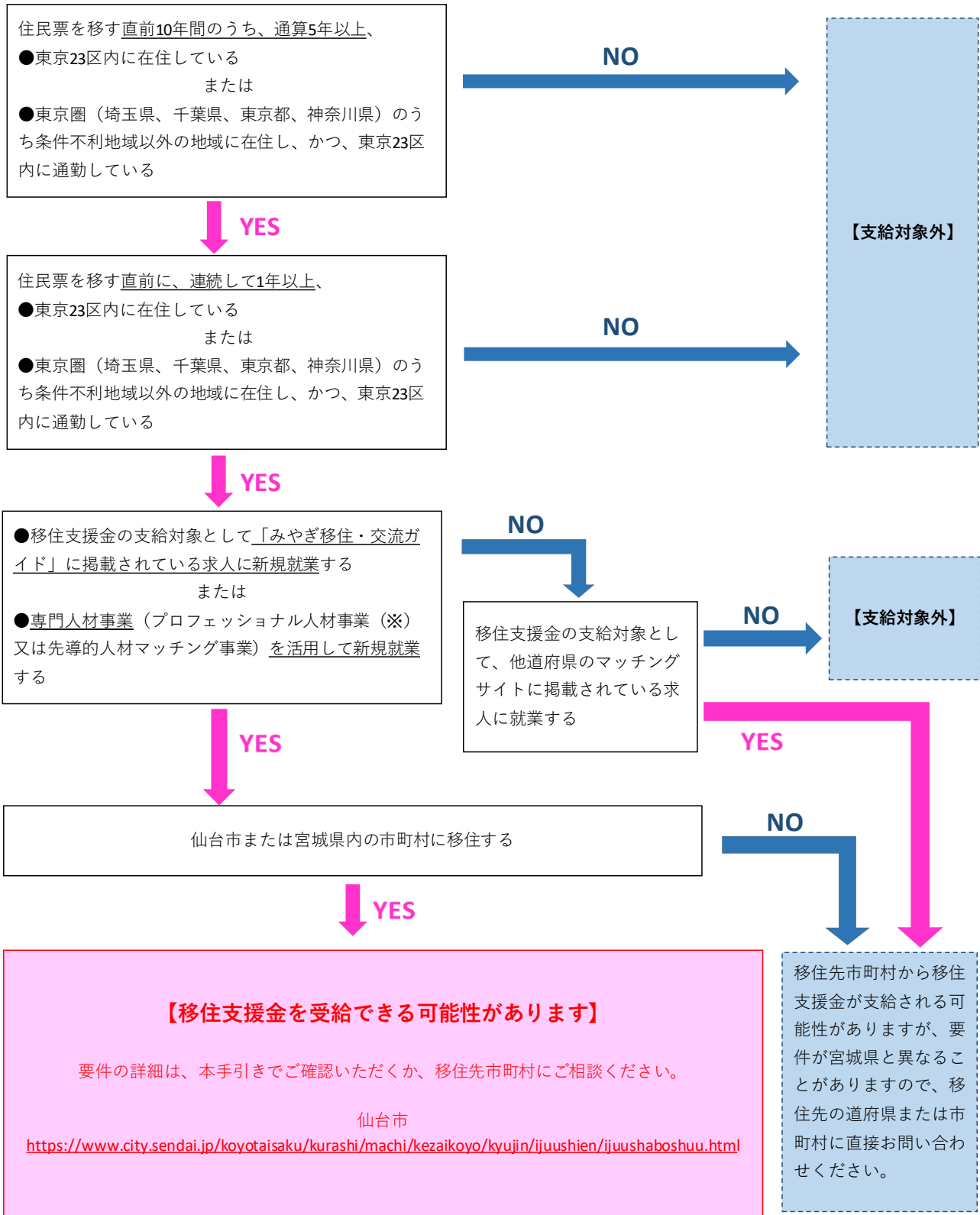
(3) 申請された書類を仙台市が審査し、対象者に移住支援金を交付します。

3 交付要件

次の「移住支援金交付対象者チェックフロー」で概要を確認後、詳細を 3.1～3.6 でご確認ください。

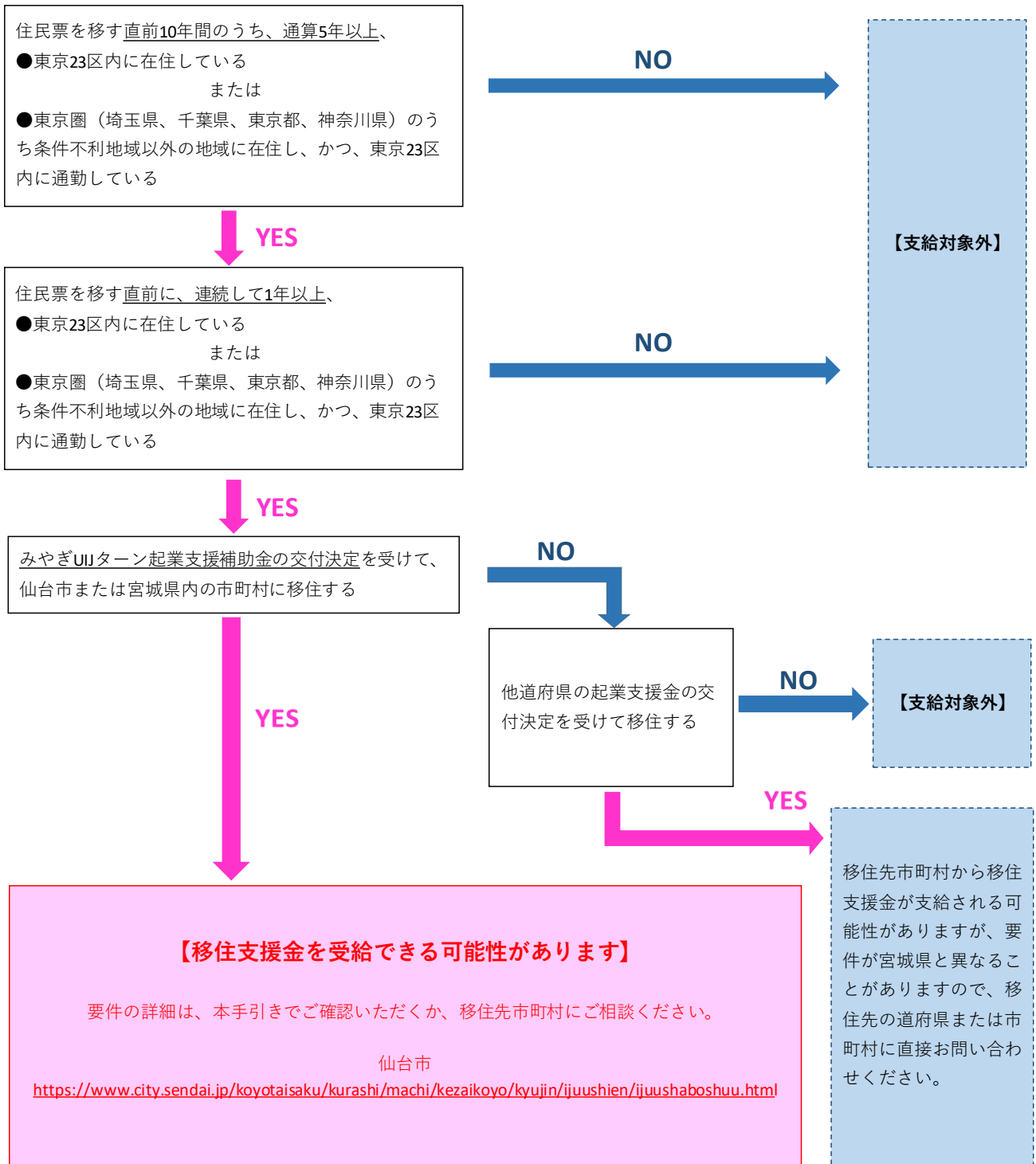
3.1～3.4 の全ての要件を満たす方が対象者となります。また、2 人以上の世帯で移住する場合は、3.1～3.4 に加えて 3.5 も、18 歳未満の世帯員とともに移住し加算金の適用を受ける場合は 3.6 も満たす必要があります。

移住支援金交付対象者チェックフロー（移住先で新規就業する場合）

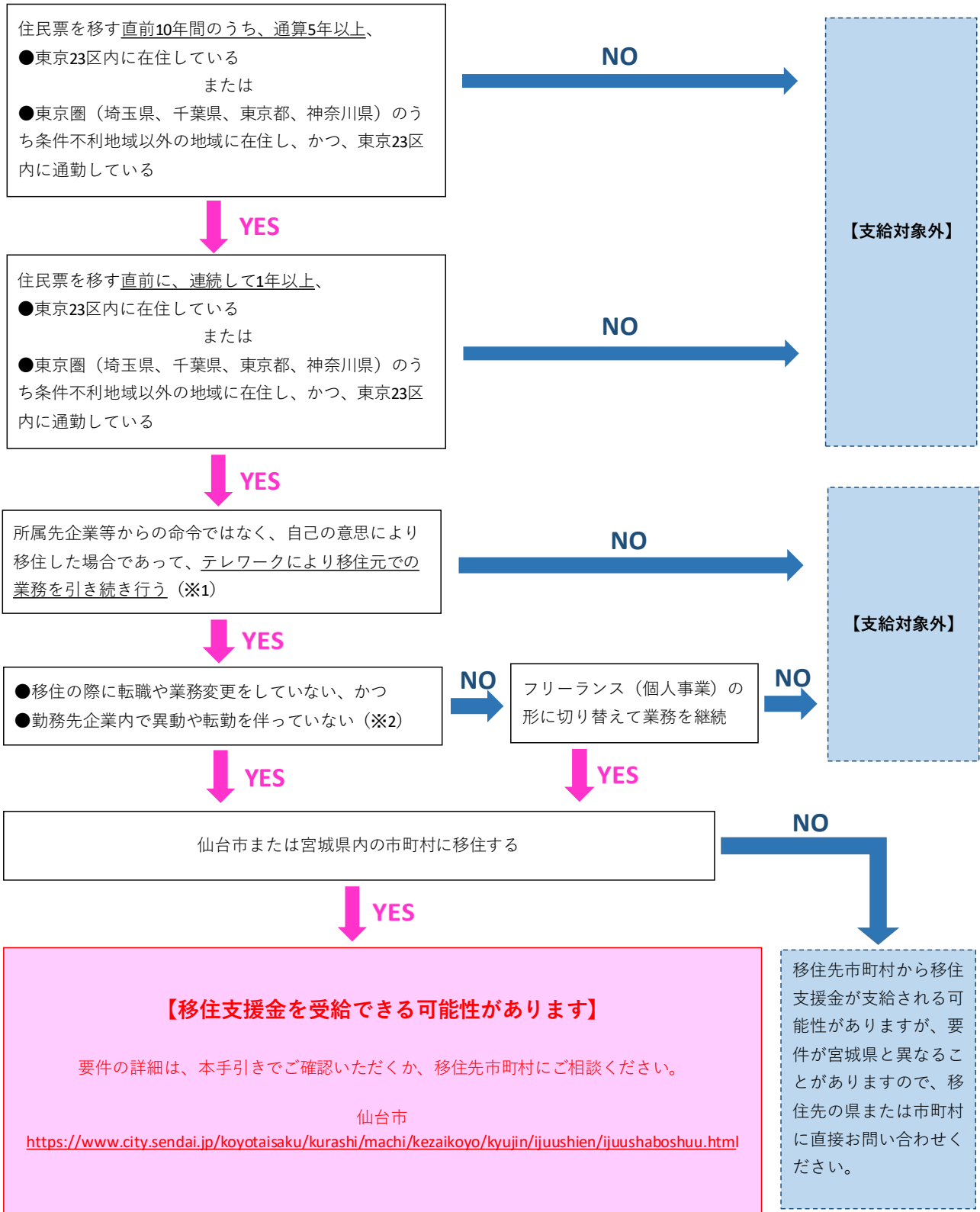


※ 宮城県では「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用した就業が該当します。

移住支援金交付対象者チェックフロー（移住先で起業する場合）



移住支援金交付対象者チェックフロー（移住先でテレワークする場合）



※1 雇用者だけでなく、企業経営者や個人事業主も含まれます。

※2 個人事業を営んでいる方の場合、移住前と移住後とで業務の継続性を証明できることが条件となります。

3.1 移住元に関する要件

次の（ア）、（イ）の全てに該当する必要があります。

（ア）	仙台市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域（※1）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。（※2、3）
（イ）	住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）（※2）

※1 条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。））

<東京都>

檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

<埼玉県>

秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

<千葉県>

館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

<神奈川県>

山北町、真鶴町、清川村

※2 東京圏（条件不利地域以外の地域）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学した後、東京23区内の企業等へ就職した者については、在学期間の分かる卒業証明書や成績証明書等を提出することにより、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。ただし、算入可能な期間は、通学していた大学等の修業年限（高専は普通高校の期間を除いた2年、4年制大学は4年）が上限となります。

※3 東京23区内の在住期間・通勤期間のそれぞれ単独では5年以上を満たさない場合であっても、各期間を合算することにより通算5年以上となる場合は、要件を満たしています。

3.2 移住先に関する要件

次の（ウ）～（オ）の全てに該当する必要があります。

（ウ）	平成31年4月1日以降に仙台市に転入したこと。
（エ）	移住支援金の申請時において、転入後1年以内（令和6年3月31日以前に移住された方は、転入後3か月以上1年以内）であること。
（オ）	申請後5年以上継続して仙台市に居住する意思があること。

3.3 就業・起業等に関する要件

3.3.1.1 新規就業（対象求人）の場合

次の（カ）～（シ）の全てに該当する必要があります。

（カ）	「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている移住支援金の対象求人（週 20 時間以上の無期雇用契約）に新規就業したこと。
（キ）	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
（ク）	就業する者にとって、3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
（ケ）	申請時において、対象法人に在職（令和 6 年 3 月 31 日以前に移住された方は、連続して 3 か月以上在職）していること。
（コ）	対象求人への応募日が、「みやぎ移住・交流ガイド」に対象求人として掲載された日以降であること。
（サ）	就業先の対象法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
（シ）	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。

3.3.1.2 新規就業（専門人材）の場合

次の（ス）～（ツ）の全てに該当する必要があります。

（ス）	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業（※1）又は先導的人材マッチング事業（※2）を利用して新規就業したこと（週 20 時間以上の無期雇用契約）。
（セ）	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
（ソ）	申請時において、当該就業先に在職（令和 6 年 3 月 31 日以前に移住された方は、連続して 3 か月以上在職）していること。
（タ）	当該就業先に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
（チ）	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。
（ツ）	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※1 宮城県では「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用した就業が該当します。事業概要等につきましては、下記をご参照ください。

- ・宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ

<https://miyagi-projinzai.jp/>

- ・プロフェッショナル人材事業とは（内閣府ホームページ）

<https://www.pro-jinzai.go.jp/>

※2 事業概要等につきましては、下記をご参照ください。

- ・先導的人材マッチング事業とは（内閣府ホームページ）

<https://pioneering-hr.jp/>

3.3.2 起業の場合

次の(テ)～(ト)の全てに該当する必要があります。

(テ)	宮城県に対し「みやぎUIJ ターン起業支援補助金」の申請を行い、交付決定を受けたこと。
(ト)	「みやぎUIJ ターン起業支援補助金」の交付決定を受けてから1年以内であること。

3.3.3 テレワークの場合

次の(ナ)～(ニ)の全てに該当する必要があります。

(ナ)	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
(ニ)	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

3.4 その他要件（新規就業、起業、テレワーク共通）

次の(ヌ)～(ハ)の全てに該当する必要があります。

(ヌ)	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(ネ)	日本人であること、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者（※）のいずれかの在留資格を有すること。
(ノ)	仙台市税を滞納していないこと。
(ハ)	宮城県及び仙台市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※ 「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者となります。また、「特別永住者」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者となります。

3.5 世帯で移住する場合の要件

次の(ヒ)～(マ)の全てに該当する必要があります。

(ヒ)	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
(フ)	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
(ヘ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に仙台市に転入したこと。
(ホ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において仙台市への転入後1年以内（令和6年3月31日以前に移住された方は、転入後3か月以上1年以内）であること。
(マ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3.6 18歳未満の世帯員に係る加算金を適用する場合の要件

次の(ミ)～(ユ)の全てに該当する必要があります。

(ミ)	申請者を含む18歳未満の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
(ム)	申請者を含む18歳未満の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
(メ)	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に仙台市に転入したこと。
(モ)	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、申請時において仙台市への転入後1年以内(令和6年3月31日以前に移住された方は、転入後3か月以上1年以内)であること。
(ヤ)	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
(ユ)	18歳未満の世帯員が、移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。

※ 18歳未満の世帯員を加算する場合は、申請時において出生していることが条件。また、仙台市転入時に胎児であった場合は、母子健康手帳等により、移住前に同一世帯に属していたことを確認します。

4 支援金の額

仙台市移住支援金の交付決定を受けた方は、次のとおり支援金の交付を受けることができます。

申請区分	交付金額
単身で移住の場合	60万円
世帯で移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員の人数に応じ加算	1人あたり100万円

5 申請書類

申請書類は、移住元における区分、移住先における就業の区分により異なります。下表で該当する区分をご確認の上、必要書類をご準備ください。様式は仙台市ホームページ（※1）からダウンロードできます。

書類の種類	様式種類	23区内に在住していた方 (就労形態不問)			東京圏から23区内へ通勤していた方 (23区内在住と合算の方を含む)							
		新規就業	起業	テレワーク	法人等に雇用されて通勤			法人等の経営者 又は個人事業主として通勤				
					新規就業	起業	テレワーク	新規就業	起業	テレワーク		
A-1	宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付申請兼実績報告書	第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A-2	写真付き身分証明書の写し ※2	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A-3	仙台市の住民票の写し ※3	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A-4	移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類 ※4	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A-5	母子健康手帳の写し ※5	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
A-6	市税の滞納がないことの証明書 ※6	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
A-7	宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付請求書 ※7	第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A-8	預金通帳の写し又はキャッシュカードの写し ※8	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B-1	就業先企業等の就業証明書 ※9	第2号	○	—	○	○	—	○	○	—	○	○
B-2	起業支援金の交付決定通知書の写し	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
C-1	東京23区での通勤地、通勤期間等を確認できる書類 ※10	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—
C-2	東京23区での通勤地を確認できる書類 ※11	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
C-3	東京23区での通勤期間を確認できる書類 ※12	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
C-4	通学期間が確認できる書類 ※13	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
D-1	在留カードの写し ※14	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
D-2	特別永住許可書の写し ※15	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

(○：必要、▲：状況に応じて必要、—：不要)

※1	様式は次の仙台市ホームページからご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin/jjuushien/jjuushaboshuu.html
※2	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限があるものは有効期限内であること。 記載されている内容（氏名・住所等）が現状と一致していること。 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。 具体例：運転免許証、マイナンバーカード（マイナンバーの記載がない面） 等
※3	<ul style="list-style-type: none"> 発行後3か月以内に限る。世帯での移住の場合は、世帯全員（世帯主と続柄）が確認できるもの。 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。
※4	<ul style="list-style-type: none"> 世帯での移住の場合は、世帯全員（世帯主と続柄）が確認できるもの。 仙台市転入前の直近の在住地での在住期間が5年未満の場合は、「3.1 移住元に関する要件」で掲げる算入期間に対応した市区町村分すべてのものが必要。ただし、申請者以外の世帯員については、直近の在住地分のみ必要。 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。 具体例：移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し 等
※5	18歳未満の世帯員として加算する者が、移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において胎児であった場合、提出が必要。
※6	様式第1号にて、経済局商業・人材支援課が申請者の仙台市市税納付状況を、税務担当課に照会することについて同意しなかった場合のみ提出が必要。
※7	申請時点では用意不要。交付決定後に郵送する交付決定通知書に同封し交付します。
※8	<ul style="list-style-type: none"> 振込先の金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・口座名義人名・フリガナが確認できるもの。 クレジットカード兼キャッシュカード等の場合は、口座番号以外のクレジットカード番号等の不要な番号が記載されていないもの、又は、非表示になるよう加工したもの。 申請時点では用意不要。交付決定後、請求書（様式第5号）とともに提出をお願いします。
※9	<ul style="list-style-type: none"> 現在の就業先の法人等が記載したもの。 新規就業の場合は様式第2-1号、テレワークの場合は様式第2-2号を提出。 電子証明の場合はpdf等のデータファイルも提出。 個人事業主の方は、本手引き15ページ（Q&A）をご参照の上、必要書類をご用意ください。
※10	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏から東京23区にある法人等に雇用されて通勤していた方のみ必要（東京23区内在住期間については不要）。 途中で転職されている場合などは、移住元での対象期間（通算5年以上）内に通勤していた法人分全て必要。 通勤地、通勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 具体例：東京23区で勤務していた法人等の就業証明書 等 書類の様式は任意としていますが、必要に応じてひな型を提供しますのでご相談ください。 テレワークでの申請の場合、就業証明書（様式第2-2号）を発行する企業分（移住元～移住先で継続勤務する先）については、様式の特記事項欄に「23区内での通勤地、通勤期間（○年○月○日～○年○月○日という表記）、雇用保険の被保険者番号」を記載することで省略が可能。

※11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏から東京 23 区にある法人等に法人経営者又は個人事業主として通勤していた方のみ必要。個人事業主で下記書類の取得が困難な場合には、事業に伴う契約書や通勤地の不動産に係る賃貸借契約書等に基づく合理的な説明があれば、それをもって確認とすることも可能。 ・ 具体例：法人の登記事項証明書、開業届出済証明書 等
※12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏から東京 23 区にある法人等に法人経営者又は個人事業主として通勤していた方のみ必要（通勤していた期間分の証明が必要）。個人事業主で下記書類の取得が困難な場合には、事業に伴う契約書や在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等に基づく合理的な説明があれば、それをもって確認することも可能。 ・ 具体例：法人税の納税証明書、個人事業等の納税証明書 等
※13	<p>東京 23 区内への通学期間を「3.1 移住元に関する要件」で掲げる算入期間に算入する方のみ提出が必要。</p>
※14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が外国人であり、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの場合のみ提出が必要。 ・ 出入国管理及び難民認定法の第 19 条の 3 の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する在留カードの写しを提出。
※15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が外国人であり、特別永住者の場合のみ提出が必要。 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する特別永住者証明書の写しを提出。

6 申請方法

郵送又は窓口への持参により、仙台市経済局商業・人材支援課までご提出ください。窓口の受付時間は平日の 8:30～17:15（12:00～13:00 除く）です。

7 申請期限

令和 6 年度については、令和 7 年 1 月 31 日までにご申請ください（期限日が前後する場合は仙台市ホームページにてご案内します）。

※ 年度途中でも、予算が無くなり次第、交付申請の受付を締め切る場合があります。

8 交付の条件及び注意点

- (1) 仙台市は、「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱」第 11 条の規定により、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたと認められるときは、交付決定を取り消すとともに、申請者に通知をします。
- (2) 仙台市は、宮城県が定める「移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領」第 5 の 1 (2) 及び「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱」第 11 条の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。ただし、雇用企業の倒産、病気、災害等のやむを得ない事情があるものとして宮城県及び仙台市が認めた場合はこの限りではありません。

<全額返還>

- 虚偽その他不正の手段により移住支援金の交付の決定又は交付を受けた場合
- 移住支援金の申請日から 3 年に満たない期間において、県外市町村に転出した場合
- 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合（テレワークの場合は対象外）
- 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

<半額返還>

- 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に県外市町村に転出した場合

※ 移住支援金を返還する場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項に基づく加算金を納付する必要があります。また、納期日までに返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金交付規則第 18 条第 2 項に基づく遅延損害金を納付する必要があります。

- (3) 仙台市は、「宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱」第 15 条の規定により、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員が関係する場所への立入調査を行う場合があります。

9 転出する場合の手続きについて

支援金の申請日から 5 年以内に他の市町村へ転出するときは、仙台市経済局商業・人材支援課まで「宮城県移住支援事業に係る住所変更届（様式第 10 号）」をご提出ください。

10 その他

返還要件への該当有無等を確認するため、移住支援金交付後も交付申請者に書類提出等を求める場合があります。

また、本事業の内容や本市の人材確保施策に関してアンケート調査などを依頼することがございますので、ご協力をお願いいたします。

11 Q & A

Q 就業先は仙台市ですが、移住先は仙台市外となります。申請はどちらにすればよいですか？

A 移住支援金は、「移住先の市町村（＝住民票を異動した市町村）」にて申請してください。

Q 申請書の様式はどこで入手できますか？

A 仙台市ホームページでダウンロード可能です。

<https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin/ijuushien/ijuushaboshuu.html>

Q 令和6年度の申請期限後に仙台市に移住してくる予定ですが、申請はできませんか？

A 申請できるのは移住後1年以内です（2 申請フロー参照）。今後、制度が変わる場合もありますので、申請するタイミングで最新の手続を確認してください。

Q 申請時の本人確認書類はパスポートでもよいですか？

A 問題ございません。顔写真付きのページの写しをご提出ください。

Q 実際には東京23区内に5年以上在住していましたが、住所変更の届出をしていなかったため、住民票上で確認できる23区内での在住期間が5年未満となっています。この場合、他の書類で補完することにより申請要件を満たすことは可能ですか？

A 住民票（除票含む）に記載されていない期間については、在住期間として一切認めることができません。

Q 同一世帯に属する世帯員として認められるには、移住元と一緒に在住していた期間が短くても問題ありませんか？

A 移住元からの転出時点と、移住支援金の申請時点のそれぞれで、同一世帯に属していれば、移住元での在住期間が短くても問題ありません。

Q 申請者と世帯員が違うタイミングで移住している場合は申請上問題になりますか？

A 新規就業や住居購入の都合上、申請者と世帯員の転入・転出のタイミングが相違する場合も想定されますが、正当な理由があれば申請可否に影響しません。ただし、世帯として申請する場合は、世帯に含める方も申請時に転入後1年以内（令和6年3月31日以前に移住された方は、転入後3か月以上1年以内）であることなどが必要です。

- Q 夫婦での移住ではない場合も、世帯として申請することは可能ですか？
- A 住民票上、同一世帯に属する者がいる場合は世帯として認められます。同一住所であっても、それぞれが世帯主である方は単身扱いとなります。
- Q 大学等への通学期間を移住元での要件に算入する場合、留意すべき点がありますか？
- A 東京 23 区内のキャンパスに通学していた期間のみ算入でき、算入年数は修業年限（高専は普通高校の期間を除いた 2 年、4 年制大学は 4 年）が上限となります。通学期間の確認書類は案件ごとに判断させていただきますので、ご不明な点は仙台市経済局商業・人材支援課までご相談ください。
- Q テレワークで申請しようと思っていますが、定期的に東京圏への通勤が発生します。どのくらいの頻度であれば問題ありませんか？
- A 勤務先への通勤頻度が勤務日数の 1/5 を超える場合又は勤務先から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けている場合は、テレワークとして認定できません。
- Q 官公庁職員ですが、テレワークで申請することは可能ですか？
- A 公務員であっても、本手引き 8 ページ（3.3.3 テレワークの場合）に記載の要件を満たしていれば申請可能です。
- Q テレワークの該当要件を詳しく教えてください。
- A 雇用者（サラリーマン）の場合、移住元で勤務していた企業・部署に移住後も継続して所属し、移住前と同じ業務（部分的でも可）に従事かつ仙台市の住所（原則自宅）を拠点としてリモートで仕事を行うこととしています。個人事業主の場合も、上記の趣旨に合致していれば対象となるほか、雇用者が移住に伴いフリーランスに転向し、業務委託の形式等で同じ事業（取引先や事業内容が同じ）をテレワークで行う場合は対象となりますが、詳しくは仙台市経済局商業・人材支援課までご相談ください。
- Q 法人経営者がテレワークで申請を行う際には、就業証明書の発行名義人を誰にしたらよいですか？
- A 法人の代表者名で発行してください。
- Q 現在フリーランスで事業を行っており、移住後もテレワークで同じ業務を行う予定です。テレワークで移住支援金を申請する際に提出が必要な書類を教えてください。
- A 本手引きの 10 ページ（5 申請書類）に記載の A、C、D に対応する書類は共通で提出が必要です。B に対応する部分（就業状況に関する書類）については、下記のような書類が必要となります。
- ・疎明書（移住元での業務を移住先でも継続して実施していることを証明するために申請者自身が作成・押印。様式は任意ですが必要な場合は仙台市経済局商業・人材支援課までご連絡ください）
 - ・移住元で事業拠点としていた不動産物件の賃貸借契約書の写し（自宅含む）
 - ・業務委託契約書等の写し、開業届の写し（届出している場合）
 - ・取引や業務の継続性を確認できる請求書や業務完了書、通帳の写し等（移住前と後の両方）

- Q 就業証明書（様式第 2-1 号、第 2-2 号）の押印は会社の代表印でないと受付できませんか？
- A 原則、代表者印を押印した原本を提出してもらいますが、申請者に関する人事上の情報に関して、対外的な証明権限を付与された方（人事部長等）による押印であれば差し支えありません。ただし、サインは不可とします。電子証明の場合は、pdf 等のデータファイルもご提出ください。
- Q どのような場合に移住支援金の返還義務が発生しますか？
- A 本手引きの 13 ページ（8 交付の条件及び注意点）に記載がありますのでご確認ください。

提出・問合せ先

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

仙台市経済局商業・人材支援課 人材支援係

電話：022-214-1007

FAX：022-214-8321

メール：kei008050@city.sendai.jp

※ 開庁日時は土日祝日及び年末年始を除く 8:30～17:15（ただし 12:00～13:00 は除く）

仙台市移住支援金事業に関する情報・各種お知らせ等の掲載ページ

- 仙台市ホームページ（事業に関する案内、様式ダウンロードはこちらから）
<https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin/ijuushien/ijuushaboshuu.html>
- みやぎ移住・交流ガイド（移住支援金対象求人の検索はこちらから）
<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/work>
- みやぎ移住サポートセンター（宮城県への移住の相談総合窓口）
<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/ijusodan>
- みやぎジョブカフェ（宮城県へ UIJ ターン就職を希望する学生のための相談窓口）
<https://miyagi-ijuguide.pref.miyagi.jp/gakusei>